

資料編

1 計画策定の経過

年月日	事項	内容
平成30年 12月	杉戸町子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> ●配布数 <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童保護者：1,000件 ・小学生保護者：1,000件 ●有効回答数 <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童保護者：589件（回答率：58.9%） ・小学生保護者：543件（回答率：54.3%）
令和元年 8月16日	第1回 杉戸町子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 杉戸町子ども・子育て支援事業計画 平成30年度実施状況及び令和元年度実施計画について (2) 第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和元年 8月21日	第1回 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議	<ul style="list-style-type: none"> (1) 杉戸町子ども・子育て支援事業計画 平成30年度実施状況及び令和元年度実施計画について (2) 第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和元年 11月12日	第2回 杉戸町子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育・保育の量の見込みと確保方策について (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について (3) 杉戸町における子ども・子育て支援施策の展開について
令和元年 11月19日	第2回 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育・保育の量の見込みと確保方策について (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について (3) 杉戸町における子ども・子育て支援施策の展開について
令和元年 12月16日	第3回 杉戸町子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会	第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和元年 12月25日	第3回 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議	第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画（素案）について

年月日	事項	内容
令和元年 12月27日 ～ 令和2年 1月31日	パブリックコメントの 実施	意見提出件数：25件（8人）
令和2年 2月12日	第4回 杉戸町子ども・子育て支援 事業計画策定検討委員会	第2期子ども・子育て支援事業計画案に対する意見及び 町の考えについて
令和2年 3月10日	第4回 杉戸町子どもにやさしい 街づくり推進会議	第2期子ども・子育て支援事業計画案に対する意見及び 町の考えについて
令和2年 3月23日	政策会議	第2期子ども・子育て支援事業計画の決定について

2 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議設置要綱

平成8年7月1日

告示第54号

改正 平成12年7月1日告示第115号

平成13年3月30日告示第42号

平成14年6月7日告示第77号

平成18年4月21日告示第73号

平成22年3月26日告示第35号

平成25年7月25日告示第117号

(設置)

第1条 児童が健やかに育成されるための環境整備を自主的、計画的に進めるため、埼玉県通知(平成7年7月7日付、児童第661号)に基づき、子どもにやさしい街づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務及び事業)

第2条 推進会議は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童健全育成及び母子保健に係わる長期的な基本計画の策定
- (2) 前項の円滑な実現のための助言及び提言
- (3) 児童健全育成及び母子保健に係わる各種団体との連携体制の確立
- (4) 児童健全育成及び母子保健に係わる各種情報の収集及び提供
- (5) 各種事務及び事業の年次及び年間計画の策定等
- (6) 子ども・子育て支援法第31条第2項、第43条第3項及び第61条第7項に規定する意見聴取
- (7) その他、子どもにやさしい街づくり事業の趣旨に合う推進すべきことから

2 推進会議は、次に掲げる実践事業を所掌する。これに際しては、行政主管、関係公共施設、民間団体及び指導者並びにボランティア等、広く町民や企業等の協力を得て、当該事業が定期的、計画的に実施されるよう努めなければならない。

- (1) 子どもの遊び場の確保
- (2) 児童健全育成及び母子保健に関する普及啓発活動及び研修活動
- (3) 児童の自然に恵まれた地域での体験活動
- (4) 児童の老人とのふれあいを推進するための地域交流事業
- (5) 親子のふれあい等を推進するための地域交流事業
- (6) 子どもと家庭の相談事業
- (7) 乳幼児健全育成相談事業
- (8) ジュニアボランティア活動育成等事業
- (9) 父親養育研修事業
- (10) 母子保健に係わる地域活動事業
- (11) 母子栄養管理事業

- (12) 乳幼児の育成指導事業
- (13) 出産前小児保健指導事業
- (14) 産後ケア事業
- (15) 思春期における保健、福祉体験学習指導
- (16) 健全母性育成事業
- (17) その他、子どもにやさしい街づくり事業の趣旨に合う本町独自の事業
(組織)

第3条 推進会議の委員は、次に掲げるもののうち、22人以内を以て構成し、町長がこれを委嘱する。

- (1) 児童相談所等行政機関の実務担当者
- (2) 主任児童委員等知識経験者
- (3) 児童健全育成並びに母子保健に係わる育成団体
- (4) 企業の代表、又は企業の福利厚生に係わる実務担当者
- (5) 協力施設関係の代表又は実務担当者
- (6) 一般公募による子どもの保護者

2 町長は、特別な理由が生じた場合、前項の規定にかかわらず、臨時に推進会議委員を委嘱することができる。

3 前項における者の任期は、町長が適宜定めることができる。

(任期)

第4条 推進会議委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 推進会議に会長1名、副会長2名を互選により置く。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

(専門委員会)

第7条 推進会議の事務事業を円滑に推進、処理するために、委員中おおむね5名を以て構成する専門委員を置く。

2 専門委員は、会長が指名する。

3 専門委員会に付する事項は、推進会議によって決定されたものとする。

4 専門委員の招集は、専門委員会の代表が会長の了承のもとに行う。

5 専門委員会の代表は、専門委員の互選による。

6 専門委員の任期は、推進会議の任期と同じくする。

(報告書)

第8条 会長は、推進会議の結果について、町長に報告するものとする。

(相互協力)

第9条 児童が健やかに育成されるための環境整備を円滑に推進するため、関係課、関係団体の協力要請ができるものとする。

(事務局)

第10条 推進会議の事務事業を円滑に推進、処理するために、事務局を子育て支援課子育て支援担当に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年8月20日から平成26年3月31日までに委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則 (平成12年7月1日告示第115号)

この告示は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日告示第42号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月7日告示第77号)

この告示は、平成14年7月8日から施行する。

附 則 (平成18年4月21日告示第73号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議設置要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月26日告示第35号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月25日告示第117号)

この告示は、公布の日から施行する。

3 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議委員名簿

番号	区分	選 出 団 体		委員の氏名	役職
1	知識経験者	杉戸町人権擁護委員	代表	清 水 信 武	会長
2	知識経験者	杉戸町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	大越 佳代子	
3	知識経験者	杉戸町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	濱 田 明 美	
4	知識経験者	杉戸町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	鈴 木 恵 子	
5	企業	杉戸町商工会	青年部長	富 澤 義 之	
6	企業	杉戸町商工会	企業代表	堀 江 泰 一	
7	民間協力施設	社会福祉法人 相模会 高野台こどもの家保育園	園長	鈴 木 史 子	
8	民間協力施設	学校法人藤田学園 杉戸白百合幼稚園	園長	水 野 順 子	副会長
9	育成団体	杉戸町区長会	第20区区長	小 山 重 雄	
10	育成団体	杉戸町子ども会育成連絡協議会	副会長	岩 崎 さおり	
11	育成団体	杉戸町小中学校PTA代表	第二小学校 PTA会長	瀬 田 康 晴	
12	育成団体	杉戸町母子愛育会	分班長	岡 崎 宏 子	
13	育成団体	杉戸町福祉ボランティア連絡会	会長	渡 辺 真理子	
14	育成団体	杉戸町青少年相談員協議会	代表	渡 邊 和 樹	
15	行政機関	埼玉県幸手保健所	担当部長	会 田 明 美	
16	行政機関	埼玉県越谷児童相談所	副所長	齋 藤 宏 之	
17	行政機関	杉戸町教育委員会学校教育課	課長	丸 尾 環	
18	町協力施設	杉戸町立幼稚園代表	園長	蛭 間 清 美	副会長
19	町協力施設	杉戸町校長会代表	西小学校長	高 野 達	
20	子どもの保護者	一般公募		日下部 真 樹	
21	子どもの保護者	一般公募		齋 藤 慈 子	
22	子どもの保護者	一般公募		富 塚 直 子	

4 杉戸町子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会設置規程

平成30年5月18日

訓令第16号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条の規定による子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)を策定するため、杉戸町子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画の基本方針に関すること。
- (2) 事業計画の案に関すること。
- (3) その他事業計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織し、委員長は、子育て支援課長を、副委員長は健康支援課長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第5条 委員会には、事業計画の策定に際し、調査研究を行わせるため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、別表に掲げる委員が属する課の主幹又は主査に相当する職員をもって組織する。

(庶務)

第6条 委員会及び作業部会の庶務は、子育て支援課において行う。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、事業計画の策定をもってその効力を失う。

別表

役職名
政策財政課長
財産管理課長
総務課長

人権・男女共同参画推進課長
住民協働課長
くらし安全課長
福祉課長
子育て支援課長
健康支援課長
都市施設整備課長
建築課長
農業振興課長
商工観光課長
教育総務課長
学校教育課長
社会教育課長

第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画

～笑顔が輝き しあわせ実感 みんなで子育て すぎと～

令和2年3月

発 行 杉戸町

編 集 杉戸町 子育て支援課

〒345-8502

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目9番29号

TEL : 0480-33-1111 (代表)
